

変更契約情報

27-134-1

請 負 人		(株)たくみ仙台営業所	
工 事 (業 務) 名		国指定名勝齋藤氏庭園保存整備事業平成27年度保存修理工事	
項 目		原 (当初) 請負契約の内容	現請負契約の内容
変 更 前	請 負 代 金 額	124,200,000円	
	契 約 締 結 年 月 日	平成27年8月10日	
	工 期 (履 行 期 間)	平成27年8月10日から 平成28年3月31日まで	
変 更 後	変 更 後 請 負 代 金 額	124,200,000円	(増減額なし)
	変 更 契 約 締 結 年 月 日	平成28年3月31日	
	工 期 (履 行 期 間)	平成27年8月10日から平成28年7月31日まで	
変 更 内 容		<p>国指定名勝 齋藤氏庭園内の建造物のうち、前土蔵と後土蔵の2棟の土蔵の半解体修理を、平成26年度から工事着手し、今年度（平成27年度）はその2か年目として引き続き仮設工事、木工事、屋根工事、左官工事、雑工事を実施中であるが、工期途中に庭園内の樹木・植栽保護のための設計変更が必要になった。請負業者から、工事実施にあたり、作業員の確保を行ったところ、震災後の労働需要の急増から、労務者の確保が困難であると報告があった。請負業者は人員確保に努めたものの、予定人員に至らず、今期予定していた工事内容のうち、2棟の土蔵の大屋根の棧瓦葺きの前工程である屋根面への置き土塗りが冬期の低温期までに完了できないことが判明し、冬期の低温期（12月中旬頃～翌3月中旬頃）は、左官工事の土塗りについて、左官材料中に含まれる水分が凍結する恐れがあり、必要な品質を保った施工が不能となるため休止せざるをえず、施工不良を招きかねない冬期の土塗りを強行せず、低温期が終わる3月中旬以降に置き土塗り工程を再開することとし、屋根葺き工事の着手時期が、予定の平成27年12月中から平成28年4月以降に順延せざるをえなくなったため、4ヶ月の繰越を必要とするものである。</p>	